

- せる制度で、パブリックコメントの一種である。1990年から施行されている。
- (6) 李成奎 前掲論文、pp.138～140.
- (7) 機関生命倫理審議委員会は、我が国の機関内倫理審査委員会に該当する。
- (8) 原始線(原始線条ともいう)は、初期胚の発生の過程(ヒトは受精後約14日後)で現れる細い溝のことで、将来背骨になる。この出現により、胚は本格的に臓器・組織への分化を始めるとされている。我が国の「特定胚の取扱いに関する指針」においても、凍結保存期間を除き、作成から原始線条が現れるまでの期間に限られるとされている。
- (9) 「同意権者」は、第15条に規定され、精子提供者、卵子提供者並びに人工受胎手術対象者及びその配偶者を指す。
- (10) このニュースは、我が国の主要各紙においても大きく報道された。例えば、「ES細胞作成、ヒトクローン胚から」『毎日新聞』2004. 2. 12, 夕刊; 「ES細胞、ヒトクローン胚で作成」『朝日新聞』2004. 2. 12, 夕刊。

- (11) 「韓国の格安クローン研究」『Newsweek 日本版』、2004. 3. 3.
- (12) 「難病治療目的、ヒト胚研究許容…脳卒中、アルツハイマーなど16疾患を対象」『世界日報』2004. 7. 3.

(参考文献) (注で記したものは除く)

- ・法律案、それに対する検討報告書、審査報告書等については、韓国国会ホームページ<<http://www.assembly.go.kr>> (last access 2004. 11. 30) の議案データベースを利用。
- ・制定された法律については韓国法制研究所<<http://www.klri.re.kr/>> (last access 2004. 11. 30) の現行法令データベースを利用。
- ・各新聞記事。新聞記事については、KINDS (Korean Integrated News Database System) <<http://www.kinds.or.kr/>> (last access 2004. 11. 30) を使用し検索した。

(しらい きょう・海外立法情報課)

## 【短信：中国】

### 新伝染病予防治療法の施行

鎌田 文彦

#### 1 新伝染病予防治療法の制定

2004年8月23日から28日にかけて開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で、「伝染病予防治療法」(中国語は「伝染病防治法」)が全面的に改正され、同年12月1日から、新伝染病予防治療法(以下「新法」という。)が施行された。<sup>(注1)</sup>新法は、伝染病の予防及び治療、感染状況の通報及び公表について従来よりも詳しい規定を設け、また関係者の責任及び義務を

明確化すると共に、被害者の人権保護に重きを置く内容となっている。

伝染病予防治療法は、元来、建国以来の伝染病予防への取組みを土台とし、また直接的には上海で大流行したA型肝炎への対処の経験を踏まえて、1989年に制定された。2003年に中国を襲った重症急性呼吸器症候群(以下SARSとする。)の脅威は、同法に対する再検討を促すことになった。SARSへの対処の過程で得られた

教訓をもとに、全国人民代表大会での1年余りの検討を経て、新法が制定され、施行されるに至った。

本稿では、新法制定の背景及びその内容について紹介する。

## 2 新法制定の背景—SARSの脅威—

世界保健機関（WHO）の調査によれば、SARSの最初の患者は、2002年11月に広東省佛山市で発生したと見られている。2003年7月にWHOがSARS終息宣言を発するまでの約8か月の間に、世界32か国・地域で、8439名が感染し、死者は812名にのぼった。被害が最も深刻だったのは中国本土であり、感染者は5327名、うち死者は349名に達した。これに次ぐのが香港の1755名（うち死者298名）、台湾の674名（うち死者84名）<sup>(注2)</sup>であった。

2002年11月以降、広東省内では徐々に感染が広がっていたが、2003年2月から3月にかけて、旅行者を介して、広東省から香港へ、更に世界各地へと感染が一気に拡大した。また、同じ頃に中国国内でも感染が全国に拡散し始めた。当初中国政府は、SARSが効果的に抑制されていることを強調していたが、政府が公表する統計数値の信憑性が疑われ、国際社会から「情報隠蔽」ではないかとの批判が強まった。

2003年3月に開催された全国人民代表大会で、国家主席に就任した胡錦濤、及び首相に就任した温家宝を中心とする新指導部は、4月半ばから本格的に事態の改善に乗り出し、情報開示を遅らせ適切な対処を怠ったとして、北京市長及び衛生相を更迭した。以後、感染に関する統計数値が毎日更新されて発表されるようになった。また、感染者が発生した施設の封鎖、学校の休校、不特定多数の人びとが集まる娯楽施設等の閉鎖、感染者の隔離施設の建設、帰省等人の移動の制限などの措置が矢継ぎ早に実施され、ようやくSARSは沈静化に向かった。6

月に北京がWHOの感染地域指定及び渡航延期勧告のリストからはずされ、中国本土でのSARSは終息した。

なお、2004年1月に、広西チワン族自治区で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、翌2月にかけて、全国53か所で家禽類が大量に死亡する事態となった。発生直後から、政府は対策本部を設置して、全国規模で対策に取り組み、発生現場の封鎖及び消毒を行い、情報公開にも努めたため、SARSの時のような混乱は回避された。SARSに対処した教訓が、鳥インフルエンザへの対処に生かされたと言える。<sup>(注3)</sup>

以上のようなSARS及び鳥インフルエンザへの対応の経過を踏まえて、既存の伝染病予防治療法の不備を補う形で、新法が制定された。

## 3 新法の内容

新法は、第1章：総則、第2章：伝染病の予防、第3章：感染状況の報告、通報及び公表、第4章：感染状況の統制、第5章：医療及び救済、第6章：監督及び管理、第7章：保障措置、<sup>(注4)</sup>第8章：法的責任、第9章：附則の全9章80か条から成る。

改正前は全7章41か条の構成であり、これと比較して新法の条文は約2倍となり、全面的な書換えがなされている。以下、主な改正の内容を紹介する。<sup>(注5)</sup>

### (1) SARS及び高病原性鳥インフルエンザを法定伝染病に指定

従来、中国では、甲類2種（ペスト、コレラ）、乙類23種（狂犬病、肺結核等）、丙類10種（インフルエンザ、風疹等）の計35種の伝染病が法定伝染病に指定されていた。新法は、これらに加えて新たにSARS及び高病原性鳥インフルエンザを乙類伝染病に指定した（第3条）。なお、SARS、高病原性鳥インフルエンザ及び肺炭疽症は危険性が高いことから、状況によっては甲

類伝染病と同等の厳重な予防、統制措置を取り得ることが特に言及されている（第4条）。

#### (2) 感染情報の通報及び公表体制の改善

2003年に中国でSARSが発生した際、感染情報に関する地域間及び関係部門間の情報交換が滞り、また関連情報の公表も立ち遅れたことが、SARSの全国的な蔓延という深刻な事態を招いた。そこで、今回の改正では、伝染病が発生した場合の医療機関及び各レベル行政機関における連絡体制及び情報の公表体制が詳細に規定された(第3章)。感染状況を隠蔽したり、不正確な情報を流したり、又は報告を遅らせたりした関係者については、行政処分を科し、又は刑事責任を追及するとしている（第66条）。

#### (3) 感染拡大の防止措置を強化

伝染病が発生した場合、その拡大を防止するために採るべき措置について、甲類、乙類及び丙類それぞれについて、従来に比べてより詳細な規定が置かれている(第4章)。例えば、発症者及び感染者に対して隔離治療を施す場合、職場・学校等の特定の場所やある地域を感染区域として封鎖する場合、大勢が参加する行事を中止させる場合など、それぞれの場合に採るべき措置についての基準及び手順が規定されている。また、隔離措置を受けた患者については、措置を採った人民政府が全面的に生活を保障すべきこと、患者が属する組織は、隔離期間中も賃金の支払いを続けるべきことを定めている（第41条）。

#### (4) 医療機関における感染防止措置の徹底

患者が診察に訪れる医療機関は、往々にして感染を拡大する感染源となってしまうという現実がある。SARSが、院内感染を通して社会に拡散した痛ましい経験を教訓として、新法は医療機関が感染拡大防止に努めるべきことを強調

し、違反した場合の罰則を定めている(第21条、第69条)。また、2004年春に、北京でSARSが再発生する事態が生じたが、これは実験室における病原体の管理が杜撰であったことが発端であった。そこで、研究機関、医療機関において病原体を厳格に管理するよう規定するとともに、違反した場合の罰則を設けている(第22条、第74条)。

#### (5) 患者に対する差別禁止、プライバシー保護

伝染病の発症者、感染者及び感染の疑いのある者に対しては、国と社会はその救済のために全力をあげるべきであり、決して差別視してはならないことがうたわれている(第16条)。これは、SARSが猛威を振るっていた当時、多くの感染者が人権侵害と言うべき不当な処遇を受けたことへの反省に基づく規定である。また、行政、医療機関等は、個人のプライバシーに係る情報を漏洩してはならないとし、違反した場合には責任を追及することを定めている(第12条、第68条、第69条)。

### 4 「人を本とする」体制の実現を目指す

国務院衛生部は、新法の施行を前に、省、自治区、直轄市政府及び関係部門に対して、改めて新法の徹底実施を求める通達を発した。また、市民の自覚を促すために、広範に宣伝教育活動を展開するよう指示を出した。<sup>(注6)</sup>

中国社会に前代未聞の脅威を与えたSARSに対処する過程で、衛生行政当局の不手際が露見するなど、中国共産党が指導する現体制の統治能力の真価が問われる局面も出現した。胡錦濤・温家宝を中心とする現指導部は、その過程で、「人を本とする」(中国語で「以人為本」)との姿勢を全面的に打ち出して、事態の収拾に努め、SARSの押え込みに成功した。この過程の経験を集大成した形で、新法が施行された。感染者に対する差別の禁止、プライバシーの保護

という人権保障の姿勢が色濃く打ち出されている点、特に注目される点である。

(注)

- (1) 新法の全文は、『人民日報』2004.9.1参照。
- (2) 中国におけるSARSの発生とその対処の過程については、次の資料を参照。
  - ・『中国総覧』2004年版、ぎょうせい、2004.4、pp.461-468。
  - ・『中国年鑑』2004年版、創土社、2004.8、pp.77-80。
- (3) 中国における鳥インフルエンザの発生とその対処の過程については、前掲『中国年鑑』2004年版、pp.336-338参照。
- (4) 「第7章：保障措置」では、各レベル人民政府が執行計画を策定し、予算措置を講じることなど、伝染病予防治療法の執行を確実にするための措置が規定されている。

(5) 改正内容をまとめるにあたっては、次の記事を参照した。

- ・「伝染病予防治療法など改正へ—SARSの教訓生かし」『人民ネット日本語版』2004.8.24<[http://people.ne.jp/2004/08/24/print20040824\\_42693.html](http://people.ne.jp/2004/08/24/print20040824_42693.html)> (last access 2005.1.10)
  - ・「全人代常務委第11回会議で審議された法案の解説」『人民ネット』2004.8.24<<http://www.people.com.cn/GB/14576/14957/2734964.html>> (last access 2005.1.10)
  - ・「新伝染病予防治療法の8つの変化」『中国放送ネット』2004.8.30<<http://www.cnr.cn/jksh/200408300079.html>> (last access 2005.1.10)
- (6) 衛生部ホームページ<<http://www.moh.gov.cn/>> (last access 2005.1.10)

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

## 【短信：カンボジア】

### ポル・ポト派元幹部らを裁くための特別法廷設置法の改正

権香淑

2004年10月4日、カンボジア下院は、2001年8月に成立したポル・ポト派元幹部らの罪を裁くための「民主キャンプチャ時代に発生した犯罪の訴追に関するカンボジア裁判所内の特別法廷設置法」(以下「特別法廷設置法」という。)の改正案を出席議員107名の満場一致で可決した。<sup>(注1)</sup> この改正は、同日、下院で行われた「民主キャンプチャ時代に発生した犯罪のカンボジア法律に基づいた訴追に関する国連及びカンボジア政府間の合意書」(以下「合意書」という。)の承認を受け、その規定内容に沿う形で行われたものである。<sup>(注2)</sup>

以下、本稿では「特別法廷設置法」改正の背景及び主な内容を紹介し、ポル・ポト派裁判の開廷に向けた課題について述べる。なお、「特別法廷設置法」自体の制定の背景及び内容などについては、本誌210号に掲載した拙稿を参照されたい。<sup>(注3)</sup>

#### 1 改正の背景

冒頭で述べた通り「特別法廷設置法」の改正は、6年越しの交渉の結果、カンボジア政府と国連との間で取りまとめられた「合意書」に基づいている。特別法廷の設置をめぐる両者間の